

## 第 2 号議案

### 亀岡市防災会議条例の一部を改正する 条例の制定について

亀岡市防災会議条例（昭和 3 8 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

### 亀岡市防災会議条例の一部を改正する条例

亀岡市防災会議条例（昭和 3 8 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者  
第 3 条第 6 項中「3 5 人」を「4 0 人」に改め、同条第 7 項中「及び第 7 号」を「、第 7 号及び第 8 号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 亀岡市防災会議条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 本市の防災及び減災対策の充実を図ることを目的とし、幅広い分野から意見を聴取するため、亀岡市防災会議の委員を拡充し、その定数を増やすこと。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。